

独立行政法人国際農林水産業研究センターの役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成20年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され、独立行政法人評価委員会による平成19年度の総合評価がAであったこと等を踏まえ、役員報酬の増減は行わなかった。

役員報酬基準の改定内容

理事長

平成20年4月より地域手当の支給割合を2%引き上げた。(6% 8%)

理事

平成20年4月より地域手当の支給割合を2%引き上げた。(6% 8%)

監事

平成20年4月より地域手当の支給割合を2%引き上げた。(6% 8%)

監事(非常勤)

基準の改定は行わなかった。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成20年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
理事長	15,291	10,116	4,366	809 (地域手当)			
理事	11,237	7,713	2,870	617 (地域手当) 37 (通勤手当)		3月31日	
監事	10,907	7,104	3,065	568 (地域手当) 170 (通勤手当)			
監事 (非常勤)	287	287	0	0			

注1:「地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

注2:「前職」欄の記号は、役員の前職の種類別に、「*」は退職公務員、「」は役員出向者、「」は独立行政法人等の退職者、「*」は退職公務員でその後独立行政法人等の退職者であり、該当がない場合は空欄。

3 役員の退職手当の支給状況(平成20年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績助案率	摘要	前職
理事長	千円	年 月			該当者なし	
理事	千円	年 月			該当者なし	
監事	千円	年 月			該当者なし	

注1:業績助案率は、農林水産省独立行政法人評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定している。

注2:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入している。

注3:「前職」欄の記号は、退職者の役員時の前職の種類別に、「*」は退職公務員、「」は役員出向者、「」は独立行政法人等の退職者、「*」は退職公務員でその後独立行政法人等の退職者であり、該当がない場合は空欄。

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項
人件費管理の基本方針

〔 中期計画における職員の人事に関する計画に基づき、人員の適正な配置及び合理化を行い、中期計画の人件費の見積りの範囲内で人件費の管理を行っている。 〕

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

〔 独立行政法人通則法第63条第3項に基づき、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、業務の実績及び中期計画の人件費の見積りその他の事情を考慮し決定を行っている。 〕

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

〔 職員の勤務成績等に応じて、昇給や勤勉手当の成績率の決定を行っている。 〕

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
俸給:昇給	勤務成績が適切に反映されるよう職員を初任層と中間層及び管理職層に区分し、さらにそれぞれの職員層ごとに、5段階(A～E)の昇給区分に応じた昇給号俸数を設定し、毎年1月1日に前年1年間の勤務成績を判定し昇給させる。 さらに、研究職員俸給表の適用職員にあっては、顕著な研究業績を挙げたと認められる場合等には、特別な昇給を実施することができる。
賞与:勤勉手当(査定分)	職員の勤務成績に応じ、150/100(特定幹部職員にあっては、190/100)を超えない範囲内において成績率を決定し、俸給等の月額にこれを乗ずること等により勤勉手当を支給する。

ウ 平成20年度における給与制度の主な改正点

〔 (1) 地域手当の支給割合を1.5%引き上げ。(つくば市:6.5% 8%)
(2) 広域異動手当の支給割合を引き上げ。
(異動前後の事務所間の距離区分60km以上300km未満2% 3%、300km以上4% 6%) 〕

2 職員給与の支給状況

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成20年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
常勤職員	148	46.3	8,660	6,382	80	2,278
事務・技術	58	44.3	7,567	5,540	140	2,027
研究職種	81	47.9	9,740	7,197	41	2,543
医療職種 (病院医師)						
医療職種 (病院看護師)						
教育職種 (高等専門学校教員)						
技術専門職員	9	44.5	5,987	4,487	52	1,500

注1:「技術専門職員」とは、試験ほ場管理、実験動物管理、その他庁務及びこれらに準ずる専門的業務に従事する職員を示す。

注2:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

区分	人員	平均年齢	総額	うち所定内	うち賞与
在外職員	該当者なし				

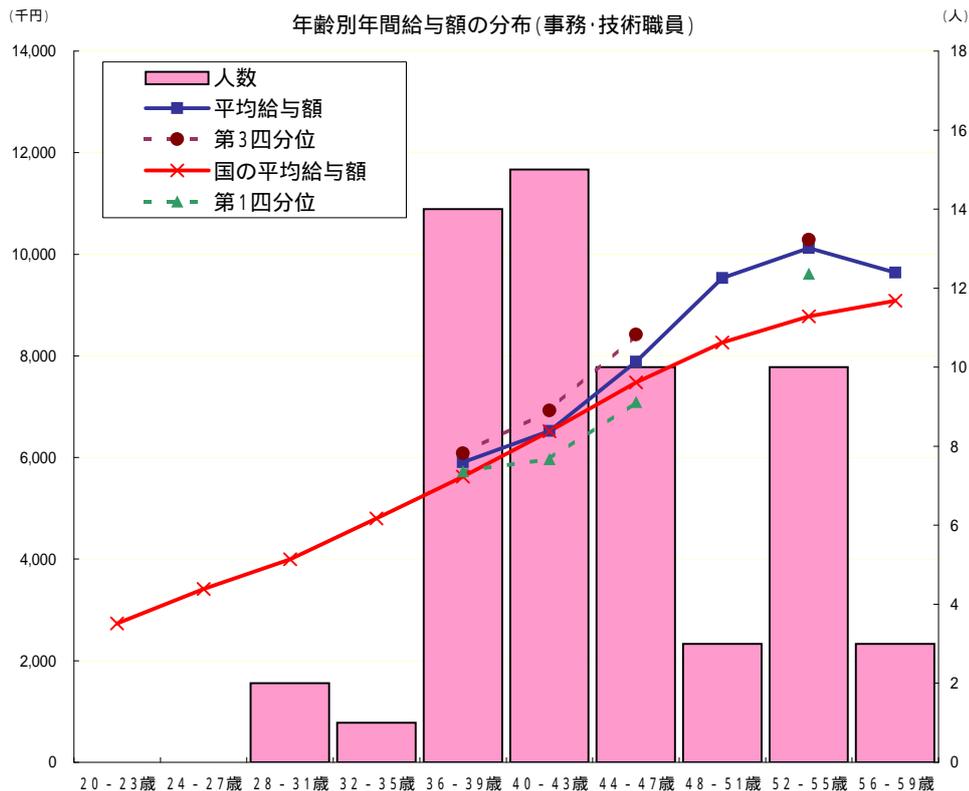
区分	人員	平均年齢	平成20年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
任期付職員	5	33.9	6,153	4,790	102	1,363
事務・技術						
研究職種	5	33.9	6,153	4,790	102	1,363
医療職種 (病院医師)						
医療職種 (病院看護師)						
教育職種 (高等専門学校教員)						

区分	人員	平均年齢	平成20年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
再任用職員	該当者なし					
事務・技術						
研究職種						
医療職種 (病院医師)						
医療職種 (病院看護師)						
教育職種 (高等専門学校教員)						

非常勤職員	人 9	歳 45.3	千円 5,528	千円 5,528	千円 53	千円 0
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
委託費等雇用職員	人 9	歳 45.3	千円 5,528	千円 5,528	千円 53	千円 0

注:「委託費等雇用職員」とは、委託費等から給与を支給している非常勤職員を示す。

年間給与の分布状況(事務・技術職員 / 研究職員) (在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、 まで同じ。)

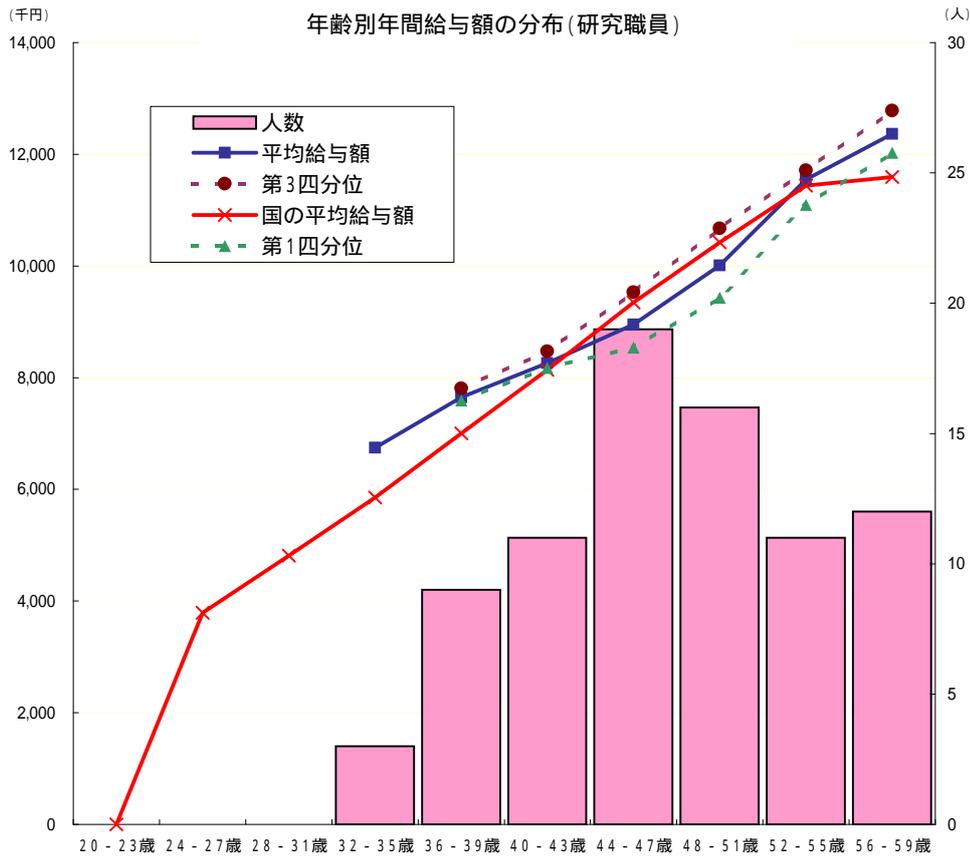


注1: の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、 まで同じ。
 注2: 年齢28 - 31歳及び32 - 35歳の該当者は2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均給与額については表示していない。
 注3: 年齢28 - 31歳、32 - 35歳、48 - 51歳及び56 - 59歳の該当者はそれぞれ4人以下のため、第1・第3四分位については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1四分位	第3四分位		第1四分位	第3四分位
部長	8	54.5	9,994	10,441	10,720	-	-
本部課長	11	50.2	8,462	8,978	9,622	-	-
地方課長	1	-	-	-	-	-	-
課長補佐	4	47.0	-	7,932	-	-	-
係長	33	39.8	5,732	6,175	6,713	-	-
本部係員	1	-	-	-	-	-	-

注: 地方課長及び本部係員の該当者はそれぞれ1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢以降の事項については記載していない。また、課長補佐の該当者は4人以下のため、第1・第3四分位については表示していない。



注: 年齢32 - 35歳の該当者は4人以下のため、第1・第3四分位については表示していない。

(研究職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	
			第1分位	第3分位
研究部長	7	57.4	12,721	13,129
本部研究課長	17	49.2	9,508	10,758
地方研究課長	6	50.2	8,952	11,095
主任研究員	50	46.1	7,811	9,868
研究員	1	-	-	-

注: 研究員の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢以降の事項については記載していない。

職級別在職状況等(平成21年4月1日現在)(事務・技術職員 / 研究職員)

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		係員		係長・同相当職		課長補佐・同相当職	課長・同相当職
人員(割合)	58人 (%)	0人 (%)	1人 (1.7%)	18人 (31.0%)	16人 (27.6%)	9人 (15.5%)	5人 (8.6%)
年齢(最高～最低)				41～31歳	46～37歳	58～43歳	55～49歳
所定内給与年額(最高～最低)				4,732～3,176千円	6,329～3,710千円	6,698～5,179千円	7,621～6,832千円
年間給与額(最高～最低)				6,444～4,319千円	8,318～5,190千円	8,943～7,092千円	10,296～9,336千円

7級	8級	9級	10級
部長・同相当職			
6人 (10.3%)	3人 (5.2%)	0人 (%)	0人 (%)
57～52歳	59～52歳		
7,559～6,921千円	8,221～7,680千円		
10,286～9,589千円	11,510～10,720千円		

注:2級の該当者は2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(研究職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		研究補助員	研究員	研究課長・主任研究員・同相当職		研究部長・同相当職	
人員(割合)	81人 (%)	0人 (%)	1人 (1.2%)	19人 (23.5%)	32人 (39.5%)	29人 (35.8%)	0人 (%)
年齢(最高～最低)				47～35歳	56～42歳	59～48歳	
所定内給与年額(最高～最低)				6,457～5,162千円	7,541～6,160千円	10,503～7,267千円	
年間給与額(最高～最低)				8,620～6,987千円	9,952～8,176千円	14,036～9,633千円	

注:2級の該当者は2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

賞与(平成20年度)における査定部分の比率(事務・技術職員 / 研究職員)

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% -	% -	% -
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% -	% -	% -
	最高～最低	% -	% -	% -
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.4	% 67.6	% 66.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.6	% 32.4	% 33.4
	最高～最低	% 41.2～31.4	% 38.9～28.6	% 36.7～29.9

注:事務・技術職員における管理職員の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

(研究職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 58.0	% 59.9	% 59.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 42.0	% 40.1	% 41.0
	最高～最低	% 43.9～32.8	% 45.9～38.2	% 44.5～36.1
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.9	% 68.1	% 66.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.1	% 31.9	% 33.4
	最高～最低	% 41.2～31.8	% 38.9～29.0	% 37.1～30.8

職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員 / 研究職員)

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

106.7

対他法人(事務・技術職員)

99.4

(研究職員)

対国家公務員(研究職)

100.8

対他法人(研究職員)

100.5

注:当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 106.7	
	参考	地域助案 106.6 学歴助案 104.4 地域・学歴助案 105.4
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	<p>当法人の職員給与規程は、国家公務員の職員給与を規定している「一般職の職員の給与に関する法律」等に準拠して規定しており、給与水準は国家公務員と同水準である。</p> <p>当法人は平成20年4月に平成19年度の対国家公務員指数が114.1であった旧緑資源機構の海外農業開発事業を承継した。</p> <p>承継職員は当法人の職員給与規程等の基準を適用したが、海外農業開発事業はその専門性等から承継職員は全員が大学卒・大学院卒と高学歴であり、海外で農業開発に関連した調査を行う者で高度な専門性と知識・能力が要求されることから俸給の特別調整額受給者が32名中16名と高い(50%)こと、承継職員の単身赴任手当受給者が32名中8名と受給比率が高い(25%)こと、事務・技術職員に占める承継職員の割合が高い(58人中32名、55.2%)ことから、承継職員の段階的な給与水準引き下げ過程にも関わらず高い指数になった主な要因と推察される。</p> <p>また、事務・技術職員全員が地域手当支給地(茨城県つくば市:3級地)または特地勤務手当支給地(沖縄県石垣市:国における3級地相当)に勤務していることも高い指数となった一因と推察される。</p>	
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 98.2% (国からの財政支出額 3,836百万円、支出予算の総額 3,905百万円:平成20年度予算)</p> <p>【検証結果】 旧緑資源機構職員からの承継職員が主な要因であり、現時点においては対国家公務員指数が高くなっているが、承継職員の給与水準を段階的に引き下げることで改善を図っている。</p> <p>【累積欠損額について】 累積欠損額:なし(平成20年度決算)</p>	
講ずる措置	<p>旧緑資源機構からの承継職員に対し、国の一般職給与法に準拠した給与水準への引き下げを着実に実施し、平成22年度には給与水準是正のための目標水準として年齢助案、年齢・地域・学歴助案等を助案した対国家公務員指数が概ね100に近づこう努める。</p>	
その他	<p>1. 支出総額に占める給与、報酬等支出総額の割合 36.8% (支出総額4,528,210,310円 給与、報酬等支出総額1,666,557,606円)</p> <p>2. 管理職の割合 1.7%(平成21年4月1日現在の管理職の割合)</p> <p>3. 大卒以上の高学歴者の割合 62.1%(平成21年4月1日現在の高学歴者の割合)</p> <p>4. 平成22年度に見込まれる対国家公務員指数 年齢助案105程度、年齢・地域・学歴助案104程度</p>	

研究職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 100.8	
	参考	地域助案 105.0 学歴助案 100.2 地域・学歴助案 103.3
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	<p>当法人の職員給与規程は、国家公務員の職員給与を規定している「一般職の職員の給与に関する法律」等に準拠して規定しており、給与水準は国家公務員と同水準である。</p> <p>なお、指数が国家公務員以上となった要因は、参考指数のうち地域助案の指数が最も高いことから推察すると、指数算出の基礎となっている研究職員81人のうち69人の勤務地が、茨城県つくば市(地域手当:3級地)であり、同市に勤務する研究職員には、地域手当のほかに、国に準拠して研究員調整手当が支給されたこと、また、その他12人の勤務地は沖縄県石垣市(地域手当非支給地)であり、同市に勤務する職員には、国に準拠して特地勤務手当(国における3級地相当)及び特地勤務手当に準ずる手当が支給されていることによるものではないかと推察される。さらに、博士学位の取得率が高く、同年齢であっても俸給格付けの高い者の割合が高いこともその要因と推察される。</p>	

<p>給与水準の適切性の 検証</p>	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 98.2% (国からの財政支出額 3,836百万円、支出予算の総額 3,905百万円: 平成20年度予算)</p> <p>【検証結果】 当法人は、国からの財政支出である運営費交付金、施設整備費補助金、 受託収入等で運営されており、総額に占める国からの財政支出割合が高く なっている。 当法人の職員給与規程は、国家公務員の職員給与を規定している「一般 職の職員の給与に関する法律」等に準拠して規定しており、給与水準は国 家公務員と同水準であり、適切性を確保している。</p> <p>【累積欠損額について】 累積欠損額:なし(平成20年度決算)</p>
<p>講ずる措置</p>	<p>中期計画における職員の人事に関する計画に基づき、人員の適正な配置 及び合理化を行い、中期計画の人件費の見積りの範囲内で人件費の管理を 行うとともに独立行政法人通則法第63条第3項に基づき、一般職の職員の 給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員 の給与、業務の実績及び中期計画の人件費の見積りその他の事情を考慮し 給与水準の決定を行うことにより、引き続き適切な給与水準の維持に努める。</p>
<p>その他</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 支出総額に占める給与、報酬等支出総額の割合 36.8% (支出総額4,528,210,310円 給与、報酬等支出総額1,666,557,606円) 2. 管理職の割合 8.6%(平成21年4月1日現在の管理職の割合) 3. 大卒以上の高学歴者の割合 98.8%(平成21年4月1日現在の高学歴者の割合) 4. 平成22年度に見込まれる対国家公務員指数 年齢勘案100程度、年齢・地域・学歴勘案100程度

総人件費について

区 分	当年度 (平成20年度)	前年度 (平成19年度)	比較増 減		中期目標期間開始時(平成18年度)からの増 減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	1,666,557	1,678,310	11,753	(0.7)	34,441	(2.0)
退職手当支給額 (B)	108,676	149,726	41,050	(27.4)	13,594	(11.1)
非常勤役職員等給与 (C)	304,120	265,274	38,846	(14.6)	58,193	(23.7)
福利厚生費 (D)	245,046	236,533	8,513	(3.6)	17,343	(7.6)
最広義人件費 (A + B + C + D)	2,324,399	2,329,843	5,444	(0.2)	27,501	(1.2)

注：中期目標期間開始時(平成18年度)からの増 減相当額及び前年度(平成19年度)相当額については、承継前の当法人と旧緑資源機構の支出額(独立行政法人森林総合研究所に承継された事業に相当する支出額を除く。)を集計した。なお、平成20年度の非常勤役職員等給与304,120千円は、平成20年度財務諸表附属明細書「役員及び職員の給与の明細」におけるその他役員及びその他職員役職員に対する支給合計額304,121千円とは端数処理方法の違いにより金額が一致しない。

総人件費について参考となる事項

・給与、報酬等支給総額については、対前年度比 0.7%であるが、要因としては旧緑資源機構からの承継職員に対し、国の一般職給与法に準拠し規定している当法人の給与規程の基準を適用したことによるものである。

・退職手当支給額が大幅に減少(対前年度比 27.4%)したものの、旧緑資源機構から承継した海外農業開発事業に新たに対応するため、非常勤役職員等給与が増加(対前年度比 + 14.6%)したこと及び承継に伴う雇入れ時健康診断費用等の福利厚生費が増加(対前年度比 + 3.6%)したことによる要因のため、最広義人件費は対前年度比 0.2%の微減にとどまった。

・「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)による人件費削減の取組の状況

主務大臣が中期目標において示した人件費削減の取組

人件費については、行政改革の重要方針(17.12.24閣議決定)を踏まえ、平成18年度からの5年度間において、5%以上の削減(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)の取組を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。

中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針
人件費については、行政改革の重要方針(17.12.24閣議決定)を踏まえ、平成18年度からの5年度間において、5%以上の削減(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について必要な見直しを進める。

人件費削減の取組の進捗状況

年 度	基準年度 (平成17年 度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	1,376,381	1,298,807	1,290,761	1,327,469
人件費削減率 (%)		5.6	6.2	3.6
人件費削減率(補正值) (%)		5.6	6.9	4.3

注1:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による

人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率である。(行政職(一)職員の年間平均給与の増減率は、平成18年0%、平成19年0.7%、平成20年0%)

注2:以下の理由により、表(総人件費について)の当年度(平成20年度)及び前年度(平成19年度)の「給与、報酬等支給総額(A)」と削減対象人件費の金額()は異なる。

・運営費交付金により雇用される任期付研究員のうち、国策上重要な研究課題(第三期科学技術基本計画(平成18年3月28日閣議決定)において指定されている戦略重点科学技術をいう。)に従事する者及び若手研究者(平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。)が削減対象人件費の範囲から除かれるため

・「廃止等を行う独立行政法人の職員の受入に協力する独立行政法人等に係る人件費一律削減措置の取扱い(平成20年6月9日付け 行政改革推進本部事務局他から各府省担当官あて通知文書)に基づき、人件費の5%以上の削減を達成した旧緑資源機構の職員を当法人が承継したことにより、当該承継職員に係る人件費は当法人の人件費削減措置の対象外となるため

注3: 運営費交付金により雇用される任期付研究員のうち、国策上重要な研究課題(第三期科学技術基本計画(平成18年3月28日閣議決定)において指定されている戦略重点科学技術をいう。)に従事する者及び若手研究者(平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。)を削減対象人件費の範囲から除くこととしたことに伴い、基準年度、平成18年度及び平成19年度「給与、報酬等総額」が変更となった。変更前は基準年度は1,420,736千円、平成18年度は1,359,906千円、平成19年度は1,346,377千円である。

法人が必要と認める事項

特になし。